

■施策の体系

基本理念

基本目標

基本目標を達成するための施策

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、
共に支え合いながら自立して生活できるまちづくり

《基本目標1》障がいに対する理解の促進

- 施策 1-1 相互理解の推進
- 施策 1-2 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 施策 1-3 福祉教育の推進

《基本目標2》社会参加の推進

- 施策 2-1 外出支援の充実
- 施策 2-2 ボランティアの推進
- 施策 2-3 スポーツ・文化活動の推進

《基本目標3》教育・雇用・就業の支援

- 施策 3-1 障がい児療育・保育・教育の充実
- 施策 3-2 障がい者雇用の促進

《基本目標4》保健・医療サービスの充実

- 施策 4-1 障がいの発生予防・早期発見
- 施策 4-2 医療とリハビリテーションの充実
- 施策 4-3 精神保健と難病対策

《基本目標5》住みよい福祉のまちづくり

- 施策 5-1 住環境の整備
- 施策 5-2 ユニバーサルデザインの推進
- 施策 5-3 防犯・防災対策の推進

《基本目標6》生活支援の充実

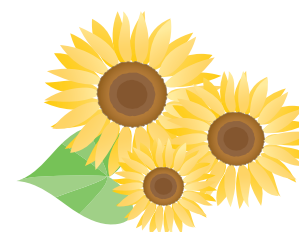
- 施策 6-1 相談体制の充実
- 施策 6-2 経済的支援制度の充実
- 施策 6-3 障がい福祉サービス等の利用の促進
- 施策 6-4 人権・権利擁護の推進

第3次中山町障がい者計画

発行：中山町 令和5年3月

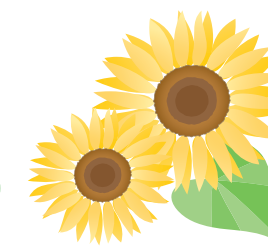
〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎 120 番地

TEL：023-662-2111（代表）



第3次中山町障がい者計画

概要版



I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

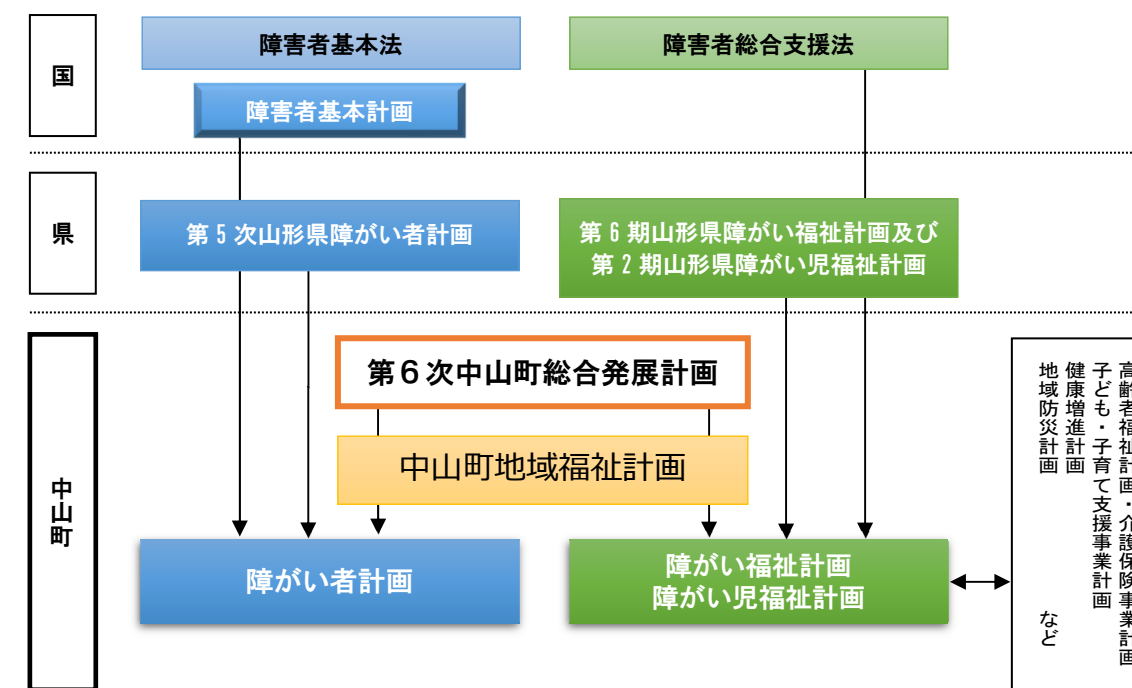
障がい者を取り巻く環境は、社会情勢の変動とともに変化しており、制度や支援策等も状況に応じて数年おきに見直されています。平成23年7月に成立した改正障害者基本法においては、障がい者が受ける制限は機能障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の定義を見直し「障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

本町では障がい福祉サービス等の利用計画となる「第6次中山町障がい福祉計画・第2次中山町障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を令和3年3月に策定し、障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく様々な事業を推進しています。

「第2次中山町障がい者福祉計画」は、令和4年度までを期間とするものであり、本年度に終了を迎えることから、この度、本町における障がい者施策が目指す方向性を明確にし、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き生きと、生まれ育った地域で相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる町の実現を目指して、令和5年度からの新たな第3次計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

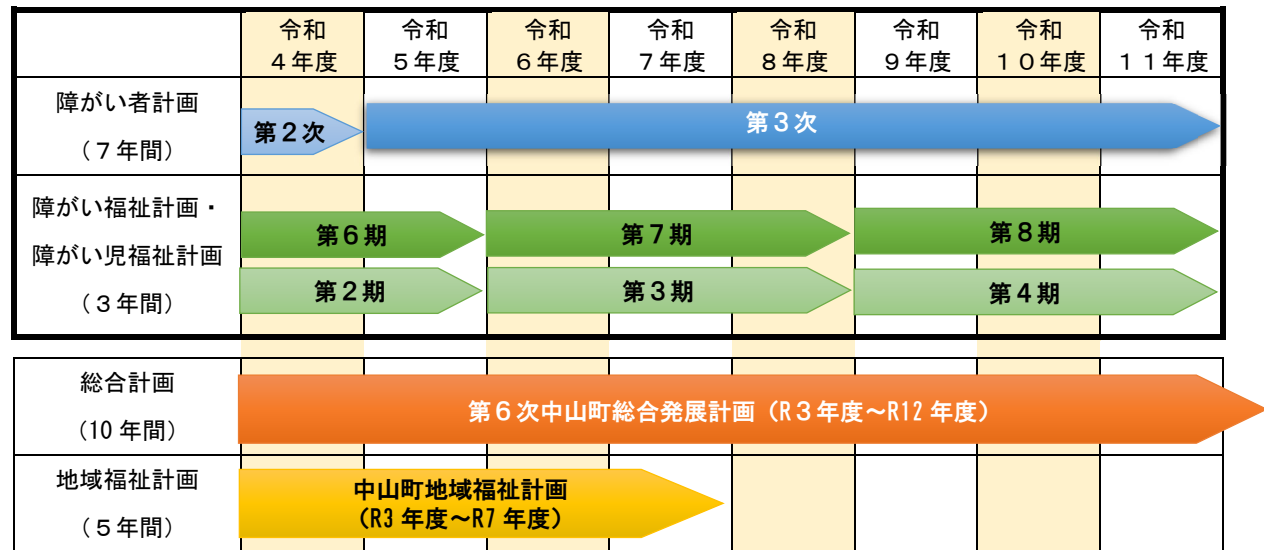
本町における令和5年度からの新たな計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第4次）」及び山形県の「第5次山形県障がい者計画」との整合性に留意し、町の「第6次中山町総合発展計画」、「第6期中山町障がい福祉計画・第2期中山町障がい児福祉計画」等の上位・関連計画との整合性を図りながら策定しています。



3. 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする7年間の計画です。
関連計画である、障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に策定すべく、本計画の終了年度を令和11年度とし、第4次以降の「障がい者計画」については、6年間の計画を予定しています。
ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】



II 計画の基本的な考え方

平成24年度に「第2次中山町障がい者福祉計画」を策定し、基本理念として掲げた「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」実現のため、障がいがある人も地域で快適な生活を送れるまち、地域の中で自立した生活ができるよう、総合的なサービスを提供できるまちを目指して、障がい福祉施策の推進に努めてきました。
「第3次中山町障がい者計画」では、これらの考え方を踏まえ継承した上で、以下の基本理念と基本目標を設定します。

《基本理念》
障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支え合いながら自立して生活できるまちづくり

- 《基本目標》
- 基本目標1 障がいに対する理解の促進
 - 基本目標2 社会参加の推進
 - 基本目標3 教育・雇用・就業の支援
 - 基本目標4 保健・医療サービスの充実
 - 基本目標5 住みよい福祉のまちづくり
 - 基本目標6 生活支援の充実

基本目標1. 障がいに対する理解の促進

障がいの有無にかかわらず、共に支え合いながら自立して生活できるまちづくりの実現のためには、障がい者を取り巻く人たちが障がいに関して正しく理解し、あらゆる場面において障がいを理由とする差別をなくし、すべての人々が互いに人格と個性を尊重しあうことが重要です。そのため、障がいへの正しい理解を深めるための啓発活動及び情報提供活動、障害者差別解消法の周知及び福祉教育の推進に取り組むほか、障がい者との様々な交流を通して、障がい者を地域で支えあう町民意識の醸成に努めます。

基本目標2. 社会参加の推進

障がい者の社会参加を進めていくためには、参加できる活動の発掘・創出や参加可能な事業や活動情報を届けていくことが重要になります。地域社会とつながり、多くの人々と活動できることは、日々の生活を豊かにし充実した暮らしに欠かせないものとなりますので、ボランティアや地域スポーツなどを通じて社会参加が果たせるよう取り組んでいきます。
また、ボランティア活動や人材育成等で合理的配慮を啓発していくなど、障がい者の社会参加に向けた環境整備を図っていきます。

基本目標3. 教育・雇用・就業の支援

教育の場においても、一人ひとりの教育ニーズに基づいた学びができる環境を整え、子どもの意思を尊重し、すべての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような学校教育の充実を図っていきます。また、学校卒業後の就業も含めて、ハローワーク、障害者就労支援センター、障害者相談支援センター等の関係機関との連携を強化し、障がい者の一般就労の受入先の確保、就労継続のための就労支援を充実させ、安心して就労できる支援を提供していきます。

基本目標4. 保健・医療サービスの充実

本町では、保健師が家庭訪問や窓口等において、療養上の心配や生活の中での悩みを聞き、医療機関をはじめとする関係機関と連携を図りながら、保健指導を行うこととしています。新型コロナの影響で家庭訪問や直接相談を受けることが難しい状況が続いていますが、適切な感染対策を施しながら保健指導を継続していきます。併せて、障がい者の家族の相談を受け、家族が悩みを抱え込まずに負担軽減できるよう、支援しています。

基本目標5. 住みよい福祉のまちづくり

日常生活の基盤となる住環境の整備、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について設置主体に対して意識の定着を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実にも努めます。今後も、様々な「暮らしにくい」状況を把握し、暮らしにくさの早期解消に努め、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていきます。

基本目標6. 生活支援の充実

中山町では、障がい福祉サービス等の利用計画となる「第6次中山町障がい福祉計画・第2次中山町障がい児福祉計画」(令和3年度~令和5年度)を令和3年3月に策定し、障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく様々な事業を推進しています。また、安全で安心した日常生活のためには、障がい者の人権が守られていることが前提となるため、障がい者の差別や虐待などを根絶させるため、広く差別や虐待の実態を周知し、これら人権を侵害する行為の防止に努めていきます。